

= 業界情報 =

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol.127

【内容】ディーラーの水漏れのクレーム判定に納得がいかない

・車名：乗用車 ・登録年：平成31年 ・走行距離：3万km

【会員工場からの相談】

顧客の車両を点検した際に、ウォーターポンプの軸部分からLLCの垂れた跡を見つけ、クレーム期間内だったので、購入先ディーラーに持ち込んだ。整備士に点検してもらうと、「LLCが出た跡は残っているが、現状は水漏れしていないので保証作業の対象外になるが、写真を撮ってメーカーと交渉する」と言わされたので返事を待っていたが、数日後、「やはり現状は水漏れしていないので、クレームでの対応はできない」と返事があった。ポンプのシャフトシールより外側にLLCが出ていれば、「漏れている」と判断すべきかと思うが、ディーラーにこれ以上文句を言ってもメーカーが認めないので仕方がないが、何か納得がいかない。私の言っていることは間違っているのか、今の状態でウォーターポンプを換えると過剰整備になると言うことなのか、振興会からディーラーに確認してほしい。

【対応】

相談を聞いた私も同様に感じた為、複数の系列ディーラー本社サービス部と自動車検査独立法人近畿検査部に確認した結果、いずれも「紙ウエスなどで漏れ跡を拭いて、水分が付着するかどうかで判定する」との見解だった。また、ディーラーによれば、メーカーから「ウォーターポンプの水漏れの良否判定法」についての手順書が出ており、「LLCには役割として潤滑作用もあるので、シールから表に出ているのは、一時的な排出なのか継続的な漏れなのかを紙ウエスなどで判断する」よう本部からも指示されているとのこと。この内容はファイネスからも確認でき、相談者にはその旨説明した。「販売店の説明も言葉足らずで完全に納得できたとは言えないが、色々調べてくれてありがとう。今後同じようなことがあれば、その箇所を念入りに点検し、期間をあけて漏れ跡が変化していないかを確認する」と言われ、相談を終えた。

働き方改革推進支援助成金 (労働時間短縮・年休促進支援コース)について

この度、厚生労働省が所管する雇用保険を原資とした標記助成金制度についての情報を入手しましたので、お知らせします。

なお、助成金は個々の要件を満たすことにより、予算の範囲内で支給を受けられる制度となっておりますので、ご活用下さい。

【制度名】

働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

詳しくは、厚生労働省ホームページまで

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

オイル メンテナンス ウオーニング システムの リセット方法のお知らせ トヨタ自動車株式会社

オイル メンテナンス ウオーニング システムのリセット方法お知らせします。

1. 対象車種：ピクシス バン (S7#0M)、ピクシス トラック (S5#0U)

2. 概要

エンジン オイル交換後は、オイル メンテナンス ウオーニング ランプ点灯の有無に関わらず、リセット作業を実施して下さい。

3. 注意事項

オイル メンテナンス システムは、リセット後走行距離情報によりオイル メンテナンス ウオーニングを点灯／表示させています。エンジン オイル交換時には必ずオイル メンテナンス ウオーニング システムのリセットを実施して下さい。

フューエルインジェクションコンピュータを交換した場合、リセット後走行距離情報は交換後のECUに継承されません。交換前に故障診断機を使用し、[EFI] のデータモニタ [更油判定リセット時走行距離 (現在値)] を確認し、内容をメモなどに控えて下さい。

4. リセット作業手順

□参考□

DLC 内の ECU-T 端子と E 端子を短絡させた状態では、リセットできません。

1. IG “ON” 後、コンビネーション メータの ODO/TRIP DISP スイッチを操作し、TRIP Aを表示させた状態で IG “OFF” にする。

2. ODO/TRIP DISP スイッチを押しながら、IG “ON” にし、約 3 秒間保持する。

3. オイル メンテナンス ウオーニング ランプが点滅したことを確認し、ODO/TRIP DISP スイッチを離す。

□参考□

IG “ON” から 3 秒後にオイル メンテナンス ウオーニング ランプが点滅を開始しない場合、手順 2. からやり直して下さい。

4. オイル メンテナンス ウオーニング ランプが高速点滅後に消灯したことを確認し、IG “OFF” にする。

■注意■

IG “OFF” 後 30 秒間は、バッテリ端子を切り離さないで下さい。

会員の皆様へ

車検・定期点検割引クーポンの精算について

「点検整備推進Webキャンペーン」（令和3年10月実施）で行われたクイズの賞品として下記の「車検・定期点検割引クーポン（5,000円割引券）」を50名の当選された皆様に送付しました。

この割引クーポンは、車検・定期点検及び一般整備（オイル交換等）時の料金割引クーポンとなります。

ご利用がありましたらクーポン券裏面の記載内容をご確認の上、料金の精算にご協力をよろしくお願いします。

割引クーポン表面



割引クーポン裏面

お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期限は、令和4年11月30日とします。
- 車検・定期点検料金から5,000円を割引します。
- この割引券は、現金とのお引き換え及び釣り銭のお返しはしません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は当会にて適切に管理し、その他の目的には使用致しません。
- 本券は1回の使用に1枚です。
また複数枚の場合は使用できません。

HP

実施された自動車整備工場へ

- 割引券の利用があった場合は、請求金額から5,000円(税込)を割引して下さい。
- 下記の必要事項をご記入の上、振興会に割引券を持参し精算して下さい。
- 精算の期限は令和4年12月28日までとします。

〈工場記入欄〉

お客様のお名前

認証番号

8-

車両番号

実施工場名



車検・点検整備は
AMS看板の県下整備工場へ

(一社)山梨県自動車整備振興会
笛吹市石和町唐柏790(TEL055-262-4422)

事務局組織図について

令和4年8月1日現在

